様式第４号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　富士市長　　　　　　　印

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交　付　決　定　額 | 円 |

交付の条件　１　富士市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

　　　　　２　補助金に係る収支に関する帳簿を揃え、補助金の交付を受けた年度の終了後５年間保管すること。

　　　　　　　３　市長は、補助金を目的外に使用したとき、虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき並びに補助金の交付決定内容及び法令等に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

　　　　　　　４　交付決定を受けた事業の結果について、事業の完了後速やかに実績報告書を提出すること。